

○ 土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和 31 年 8 月 13 日付け 31 農地第 3966 号農林事務次官依命通知）一部改正新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 後					改 正 前						
事業等	事業等又は 補助対象事 業の区分	採択基準等	補 助 率		摘要	事業等	事業等又は 補助対象事 業の区分	採択基準等	補 助 率		
			都府県	北海道					都府県	北海道	
(1) ~ (7) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(1) ~ (7) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(8) 都道 府県、 市 町 村、農 業者団 体及び 公募団 体が行 う農業 競争力 強化農 地整備 事業、 市町村 及び土 地改良 区等が 行う農 業競争 力強化 農地整 備事業 に要す る経費 に対し 都道府 県が補	1 農地整 備事業 (1) 経営体 育成型	(1) 農業競争力強 化農地整備事業 実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日 付け 29 農振第 2604 号農林水產 事務次官依命通 知）第 6 の 1 の 要件に該当する もの（ただし、農 業経営高度化支 援事業及び農業 構造転換特別対 策事業を除く。） (2) · (3) (略) (4) 農業競争力強 化農地整備事業 実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日 付け 29 農振第 2604 号農林水產 事務次官依命通 知）	(略)	(略)		(8) 都道 府県、 市 町 村、農 業者団 体及び 公募団 体が行 う農業 競争力 強化農 地整備 事業、 市町村 及び土 地改良 区等が 行う農 業競争 力強化 農地整 備事業 に要す る経費 に対し 都道府 県が補	1 農地整 備事業 (1) 経営体 育成型	(1) 農業競争力強 化農地整備事業 実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日 付け 29 農振第 2604 号農林水產 事務次官依命通 知）第 6 の 1 の 要件に該当する もの（ただし、農 業経営高度化支 援事業を除く。） (2) · (3) (略) (新設)	(略)	(略)	

助する事業		<u>知) 第6の1の要件に該当するもののうち農業構造転換特別対策事業</u>	(略)	(略)		助する事業				
(2) 中山間地域型	(1) 農業競争力強化農地整備事業実施要綱(平成30年3月30日付け29農振第2604号農林水産事務次官依命通知)第6の1の要件に該当するもの(ただし、農業経営高度化支援事業及び農業構造転換特別対策事業を除く。)	(略)	(略)			(2) 中山間地域型	(1) 農業競争力強化農地整備事業実施要綱(平成30年3月30日付け29農振第2604号農林水産事務次官依命通知)第6の1の要件に該当するもの(ただし、農業経営高度化支援事業を除く。)	(略)	(略)	
	(2)・(3) (略)	(略)	(略)				(2)・(3) (略)	(略)	(略)	
	<u>(4) 農業競争力強化農地整備事業実施要綱(平成30年3月30日付け29農振第2604号農林水産事務次官依命通知)第6の1の要件に該当するもののうち農業構造転換特別対策事業</u>	<u>定額</u>	<u>定額</u>				(新設)	(新設)	(新設)	
	(3)・(4) (略)	(略)	(略)	(略)			(3)・(4) (略)	(略)	(略)	
	2～5 (略)	(略)	(略)	(略)			2～5 (略)	(略)	(略)	
(9)～(14) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(9)～(14) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(備考1)～(備考6) (略)

(備考1)～(備考6) (略)

附 則

この通知は、令和7年12月16日から施行する。